

西九州大学における研究活動の不正行為防止等に関する責任体系について

西九州大学における研究活動の不正行為防止等に関する責任体系について、平成28年3月4日制定の「西九州大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」の第4条～第6条に基づき、以下の表のとおりとする。

	職 権	職 名
最高管理責任者	本学における研究活動について倫理の向上及び不正行為の防止並びに不正行為が発生した場合の対応に関する最終責任を負う者	学長
研究倫理教育責任者	不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究倫理教育を定期的実施する者	生活支援科学センター長 学部長及び研究科長
通報等の受付窓口責任者	通報等の受付窓口の責任を負う者	事務局長